

広報

あしや

Garden City Ashiya

減免・軽減特集

臨時号 平成23年(2011年) 6月15日発行

発行/芦屋市役所

☎0797-31-2121 内線0797-38-2152
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
http://www.city.ashiya.lg.jp/
info@city.ashiya.hyogo.jp

■問い合わせ 行政経営課 ☎38-2005



市役所北側広場

減免・軽減制度のお知らせ

問い合わせ 行政経営課 ☎38-2005

市では、一定の要件を満たすかたを対象に、市税の非課税・減免制度、国民健康保険料・介護保険料などの減額制度や、負担を軽減する制度を設けています。主に経済的理由のあるかた・高齢のかた・障がいのあるかたを対象にした「減免・軽減制度」の概要についてお知らせします。

制度を受けていただくには、それぞれ申請書や必要書類等を提出(提示)していただく必要があります。納期限より遅れて申請されますと、過ぎた納期分については減免できないなど、制度ごとに取り扱いが異なりますので、詳しくは、各担当へお問い合わせください。

* 東日本大震災による減免・軽減に関しては、各所管課へお問い合わせください。

主な施設使用料等の減額・免除

保健センター

問い合わせ ☎31-1586

【使用料・手数料免除】

保健センターが実施する次の検診自己負担額および診断書等発行手数料を、全額免除します。

胃がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・喀たん細胞診検査・大腸がん検診にかかる自己負担金
診断書・証明書発行手数料

■対象 七十歳以上のかた、または市民税が非課税世帯のかた等

■申請 印鑑を持参の上、保健センター使用料免除申請書を保健センター等へ提出

歯科センター

問い合わせ ☎31-0658

【使用料・手数料免除】

次の対象者 について、歯科センターで発行する診断書・証明書発行手数料を全額免除、の対象者については診療費も全額免除します。

■対象 「生活保護法」の規定による医療扶助を受けているかた

■申請 印鑑を持参の上、歯科センター使用料等免除申請書を歯科センターへ提出

休日応急診療所

問い合わせ ☎21-2782

【使用料・手数料免除】

次の対象者 について、休日応急診療所で発行する診断書・証明書発行手数料を全額免除、の対象者

社会教育関係施設

施設名	減額・免除内容	対象	申請	開館時間等
市民センター ☎31-4995	【施設使用料の減免】 市民センター(市民会館・公民館)で社会教育に関する事業を行う場合に、施設使用料の3割を減免	社会教育関係団体に登録している団体・市民センター指定団体・福祉団体	使用許可申請書に必要事項を記入し、社会教育関係団体登録承認書または市民会館指定団体承認書を窓口へ提示	■開館時間 <平日・土曜> 午前9時～午後9時30分 <日曜・祝日> 午後5時まで ※大ホールは午後9時30分まで ■休館日 火曜日・8月13日・8月14日・年末年始
美術博物館 ☎38-5432 谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852	【観覧料半額免除】 観覧料金の半額免除	市内在住の65歳以上のかた 市内在住で身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けているかたおよび介護者1人	年齢の確認できるもの(免許証等)または当該手帳を各施設の窓口で提示	■開館時間 午前10時～午後5時 ■休館日 月曜日 ※月曜日が祝日の場合は翌火曜日休館
体育館・青少年センター ☎31-8228	【施設使用料の減免】 対象団体が、社会教育に関する事業を行う場合、施設使用料の3割を減免	社会教育関係団体に登録している団体	使用許可申請書に必要事項を記入し、社会教育関係団体の登録承認書を、窓口へ提示	■開館時間(共用部分) 午前8時50分～午後9時20分 ※貸室は午前9時～午後8時50分 ■休館日 第1・3月曜日 ※月曜日が祝日の場合は翌火曜日休館
海浜公園プール ☎22-8861	【使用料半額減免】 温水プール使用料を半額免除	市内在住の65歳以上のかた 市内在住で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかた 療育手帳に第1種の記載があるかたの介護者1人 市内在住で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたおよび介護者1人	年齢の確認できるもの(免許証等)または当該手帳等を提示	■開館時間 <平日・土曜> 午前10時～午後9時 <日曜・祝日> 午前9時～午後6時 ■休館日 月曜日 ※月曜日が祝日の場合は翌火曜日休館
公共施設の駐車場使用料(共通)	【使用料全額減免】 駐車場使用料を全額免除	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けているかたが運転する自動車 これらのかたの介護者が運転する自動車	当該手帳を提示	



急診療所へ提出

■対象 「生活保護法」の規定による医療扶助を受けているかた
■申請 印鑑を持参の上、休日応急診療所使用料等免除申請書を休日応急診療所へ提出

保健福祉センター

呉川町14番9号

■保健センター《3階》 ☎31-1586
■歯科センター《1階》 ☎31-0658

